

【公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議）】

- 基本的な考え方として、**オープン・アンド・クローズ戦略の下で、研究データの管理・利活用を推進**する。
- また、研究データは、**国の安全保障を確保し、我が国の産業競争力や科学技術・学術上の優位性を確保するために重要な情報**を含む可能性があるため、以下の観点から留意すべき研究データは**非公開**とすることが求められる。
 - ✓ 輸出管理や個人情報保護等に関する国内関係法令やガイドライン等で取扱いに制限あるもの
 - ✓ 企業の秘密性、研究の新規性、研究セキュリティ等の観点から非公開とすべきもの

■ AI for Scienceにおいて留意すべき事項

- 加えて、AI for Scienceの推進においては、**日本のもつ研究データがAIの活用等により意図せず流出し、日本のもつ優位性が損なわれる恐れ**があることを踏まえ、AI技術の進展や、研究分野・研究データの特性・状況等に留意しつつ、日本の強みとなるAIモデルや研究データ等については、**国益保護の観点から適切に管理**する必要。

■ AI for Scienceにおける研究データの管理に関する具体策（案）

- **日本の強みを有する研究データを適切に管理**するため、研究データの国外移転の可否、学習利用の可否、物理的なサーバーの場所等について、国として指針を明らかにした上で、以下の方策を講じる。
 - ① 国が実施する「**AI for Science による科学研究革新プログラム**」等については、その実施手順※において、上記指針も含め、**データマネジメント、デュー・ディリジェンスに係る対応を徹底**。政府において研究機関のリスク軽減措置の内容を確認し、**必要に応じて追加措置を要請する仕組み**を検討する。
 - ② 今後、国内で創出される研究データについて、当該データの流出等により日本の優位性が損なわれることがないよう、**国全体として、セキュアかつアクセス制御可能な研究データ基盤を構築**した上で、**保存・管理**されることを目指す。

※その際、**研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書も参照**（令和7年12月研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議）

- 関係機関において、以下の【**基本的な枠組み**】を通じて、**研究セキュリティ確保に関する取組を実施**。

【基本的な枠組み】

政府/資金配分機関	研究機関の リスクマネジメント結果を確認 し、十分か判断、必要に応じて追加のリスク軽減 措置を要請 。
研究機関	研究参加者の リスク評価を行う とともに、研究に関するデータマネジメントプランや、研究機関その他個人・機関との間で締結する共同研究契約その他 契約・協定について 、協力の内容、研究データ等へのアクセス、発明・特許等の知的財産の取扱い、守秘義務の 内容の適切性について確認 。
研究者	自身の研究活動に関する情報の申告、 データマネジメントプランの作成 、研究データ・情報システム等の 適切な管理

※技術流出防止に努めることは重要である一方で、**リスクゼロを求めすぎると国際共同研究等に抑制的になるなど研究現場に悪影響が生じる恐れ**があることを踏まえ、**リスクの程度に応じた合理的な対処**を求める。

※データの取扱いについては、内閣府等における検討とも整合性をとりながら取組を進める。

AI for Scienceの推進におけるAI利活用に係る研究データの取扱いに関する確認項目（チェックリスト）

（AI for Scienceの推進におけるAI利活用に係る研究データの取扱いに関する考え方）

- AI基本計画や第7期科学技術・イノベーション基本計画等に基づき、AI for Scienceの推進にあたっては、オープン・アンド・クローズ戦略の下で研究データの適切な管理・利活用を進めることが必要。
- 公的資金による研究データ※については、オープンサイエンスやFAIR原則等の国際的な潮流や慣行等を踏まえ、その特性に応じて「公開」「共有」「非共有・非公開」を適切に判断することが求められる。 ※「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的考え方」（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議）
- 近年、AI技術の進展等により、研究データが想定外の目的で利用されたり第三者に提供されたりするリスクが指摘されているため、特に非公開又は慎重な判断を要するデータをAIサービス等で扱う際は、使用の可否や契約内容等を慎重に検討することが必要。
- 一方で、過度な制限は研究や国際連携の抑制につながり得るため、生じ得るリスクに応じて適切な範囲で軽減することを基本的な考え方とする。
- なお、最新の技術動向や、国内外の関係諸法令及び研究動向、AIに関する議論等を踏まえつつ、専門家の知見等も踏まえ適宜見直しを行う。

➤ **上記の考え方を踏まえ、当面の対応として、「AI for Scienceによる科学研究革新プログラム」等においては、研究データのうち、非公開又は慎重な判断を要するものについて、AIサービス等を利活用する場合、以下の確認項目（チェックリスト）を踏まえて適切に取り扱うこととする。**

研究データの取扱いについて

【原則、公開とするものの例】

- 公的資金による論文のエビデンスとして公表が求められる研究データ
 - 国際合意等に基づくプロジェクトなどにおいて公開することが前提の研究データ
- ※「研究データの公開」：一般に任意の者に利活用可能な状態で研究データを供すること

【原則、非公開とするものの例】

- 輸出管理や個人情報保護等に関する国内関係法令やガイドライン等で取扱いに制限のある研究データ
- 企業の秘密情報、研究の新規性、我が国の安全保障等の観点から留意すべき研究データ

※ただし、共同研究など複数の研究者からなるグループ内において、適切に、アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で研究データを供する（共有する）ことは考えられる。

【公開・非公開を慎重に検討すべきものの例】

- 我が国の安全保障や産業競争力、科学技術・学術上の優位性を確保する観点から重要な情報を含む可能性があり、公開・非公開を慎重に検討すべき研究データ
- ※経済安全保障のほか、技術、資源、食料、水、インフラ、エネルギー、健康・医療、知財（元となるデータ）等については、国民生活や社会基盤等への負の影響が考えられないか個々に慎重な検討が必要

確認項目（チェックリスト）

チェック欄

- | 確認項目（チェックリスト） | チェック欄 |
|---|-------|
| ① 研究データの適切な管理のための責任者を明確にしているか
また、利用者と提供者間の責任の所在についても明確にしているか | |
| ② 研究データ等へのアクセス範囲が適切に制限されているか
また、安全な通信手段が確保されているか | |
| ③ 目的外使用が認められない形になっているか | |
| ④ 研究データの取り扱われる場所を確認しているか | |
| ⑤ AIモデル等について、学習データ等が推測・復元される可能性を踏まえ適切な対策がとられているか | |
| ⑥ 上記②～⑤が確認できない場合、公開データのみを用いる等、想定外の不利益が被らないような適切な措置を講じているか | |
| ⑦ 国際共同研究や産学連携において研究データ等を提供・共有する際は、各機関やプロジェクトリーダーの確認の下で取り扱っているか | |

（参考）②において、研究データの取扱いにあたっては、我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォームとして位置づけられている研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）を活用することも可能。

(参考) 研究データ基盤の構築 (NII RDC : Research Data Cloud)

開始時期：2004年（試行）～

- 機関リポジトリ等に収録された**研究論文（国内研究者論文が中心）**、**研究データや図書等を検索するためのシステム**
- 研究者や所属機関、研究プロジェクトの情報とも関連付けた知識ベースを形成
- 研究者による発見のプロセスをサポート
- 現在、年間1億3千万回以上CiNiiを用いた検索が行われている（10.7億ページビュー）（2024年）



開始時期：2019年～

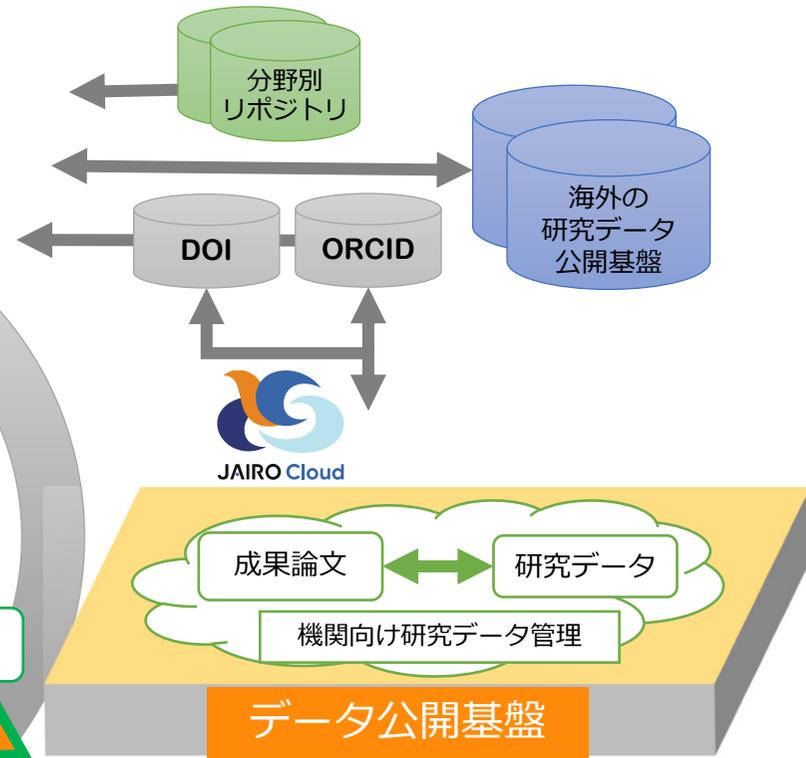
- 研究遂行中の**研究データなどを共同研究者間やラボ内で共有・管理**
- 研究を進めながら適切にデータを管理することで、研究の促進や研究公正への対応を実現できる機能や、段階的な公開への準備を整えるための機能を提供
- データ収集装置や解析用計算機とも連携
- 現在、212機関が利用（2026年2月現在）



データ検索基盤



長期保存対応ストレージ領域



開始時期：2012年～

- **クラウドを使った研究成果の公開サービス**
- データ管理基盤（GakuNin RDM）との連携により、簡便な操作で研究成果の公開が可能
- NIIは大学等に、JAIRO Cloudによる機関リポジトリ構築環境を提供しており、現在813機関が利用（2026年2月現在）
- 大学等が活用することにより、研究論文や研究データの公開が促進されオープンアクセスを推進